※2023/3/6 計画策定に関する情報について一部更新

市区町村別集計項目(推進体制等)

和歌山県市区町村数 30

	市区	市				庁内	諮問	男女共	同参画に関する条例				:共同参画に関する :4月1日現在で有な		30		
府	町	区		所	務	建 絡	機		有		無		有				無
県 コー	村 コ 	时村	担当課(室)名	属	171	内連絡会議の有	関の有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状	計画名称	計	画期間	女性活 躍推進 法との 関係	策定	現在 の 状況
ド	ド	名			掌	有無	無				況				判术	力法	
И				$\overline{\ \ }$	\square	10	13	3				26					
30	201	和歌山市	男女共生推進課	1	1	1	1	和歌山市男女共同参画推進条例	2018年6月28日	2018年6月28日		第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
			市民交流課		2	1	1				2	第4次海南市男女共同参画基本計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
			人権・男女共同推進室		_		1	橋本市男女共同参画推進条例	2015年9月25日	2015年10月1日		第3次橋本市男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2032年3月31日		1	
30	204		市民課	1	2	1	1				0	第3次有田市男女共同参画プラン	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
30	205	御坊市	人権·男女共同参画推進 室	1	2	0	1				0	第2次御坊市男女共同参画プラン	2014年4月1日	~ 2024年3月31日	0	1	
			男女共同参画推進室	1	1	1	1					第2次田辺市男女共同参画プラン	2014年4月	~ 2024年3月	0	1	
			人権政策課	1	2	1	0					第2次新宮市男女共同参画プラン	2018年4月	~ 2028年3月	1	1	
30	208	紀の川市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	2018年4月	~ 2028年3月	1	1	
			市長公室	1	2	0	1					第5次岩出市男女共同参画プラン ハー モニープラン	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
			総務課		2		1				0	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
			教育委員会 生涯学習課								0	男女共同参画基本計画	2022年4月	~ 2032年3月	1	1	
			教育委員会 社会教育課	2		1	0				0						1
		高野町	教育委員会	2			0					高野町男女共同参画基本計画	2019年3月	~ 2028年3月	0	1	
			人権推進課	1	2	0						第3次湯浅町男女共同参画基本計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
	_		総務課 社会教育課	2	-	0	0				0	第2次広川町男女共同参画基本計画 有田川町男女共同参画計画〜コンチェル	2019年4月	2024年3月2025年3月	1	1	
				Ļ			Ľ				Į.	<u> </u>					
			総務課	1		0						美浜町男女共同参画計画	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
			企画まちづくり課 住民福祉課				0					日高町男女共同参画計画	2021年4月1日 2022年4月	~ 2031年3月31日 ~ 2032年3月	1 1	1	
			<u>任氏備祉詸</u> 教育課	1		0	0					由良町男女共同参画計画 印南町男女共同参画基本計画	2022年4月 2021年4月	2032年3月2026年3月	1 1	1	
30			<u> </u>	1		0	0					印用町男女共同参画基本計画 みなべ町男女共同参画基本計画	2021年4月	~ 2026年3月 ~ 2026年3月	0	1	
			総務課	1	_	0	0					第3次日高川町男女共同参画基本計画	2010年4月	~ 2027年3月	1	1	
			総務課	1	2	0	1					白浜町男女共同参画基本計画	2013年3月	~	0	1	
			福祉課	1	2	1	1	上富田町男女共同参画推進条例	2012年9月18日	2012年10月1日	Ť	上富田町男女共同参画基本計画	2021年4月	~ 2031年3月	0	1	
			総務課	1		_	0		1-//	1	0	すさみ町男女共同参画基本計画(第2次)	2022年4月	~ 2032年3月	1	1	
			観光企画課		2						0		1 . 7 .	1 -//			1
			総務課	1	2	0	0				0						1
30	424		住民生活課	1	2	0	0				0	(古座川町第5次長期総合計画後期基本 計画)	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	0	0	
30	427	北山村	総務課	1	2	0	0				0						1
30	428	串本町	企画課	1	2	1	1				0	串本町男女共同参画基本計画	2020年4月	~ 2030年3月	1	1	

<選択肢回答>

 所属
 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

 2 教育委員会
 0 無

事務所掌 諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例現在の状況

- 現在の状況 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- O 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	22年4月1日現在 ⁻	で開設済の施設)							\neg
道		区								施	設		管理·追	営主	本
府 県						Ē.	f在地等			形	態	施記	设管理		運営
ポコード		町 村 村 名	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指 定 で の 他 者
Ë			2							0	2		0 0		0 0
\vdash									111 // 11 1	Ů	_	-	0 0	-+	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	http://www.city.wakayama. wakayama.jp/kurashi/kyoud ou_jinken_byoudou/1001128 /index.html		0	0		0	
30	202	海南市													
30	203	橋本市												\vdash	
30	204	有田市 御坊市												\vdash	-
		田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	田辺市高雄1丁目23-1	0739-26-4936	0739-24-8323	http://www.city.tanabe.lg.jp /danjo/index.html		0	0		0	
30	207	新宮市							/ dargo/ index.nem						+
30	208	紀の川市													
30	209	岩出市													
30	304	紀美野町												\sqcup	
30	341	かつらぎ町											_	\vdash	
30	343	九度山町 高野町												$\vdash \vdash$	
30	361	湯浅町												\vdash	-
30	362	広川町												\vdash	
30	366	有田川町													
30	381	美浜町													
30	382	日高町												L	
30	383	由良町												\vdash	
30	390	印南町 みなべ町												$\vdash \vdash$	-
30	391	日高川町												$\vdash \vdash$	+
30	401	白浜町													$\overline{}$
30	404	上富田町												\Box	-
30	406	すさみ町													
30	421	那智勝浦町												ЦĪ	
30	422	太地町												$\sqcup \!$	
30	424	古座川町		1	-							\vdash		$\vdash \vdash$	\dashv
30	42/	北山村 串本町										\vdash	_	$\vdash \vdash$	+
30	428	中 本													

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

]歌山県

都		市	男女共同	参 画・女 性 0	りた	めの	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1	3 現	.在	で開設済の施設)
道	区	区			職員	数(人)								Ì		な	事 業
府	町	₾															その他
県		町	名 称	設立年月日	114	非	予算額	広		相	情	苦	交	企業・NPO	国	調	
⊐	コ	++	石	政业平月口	常 勤	常	(千円)	報政	講座	談車	提版	情加	流炉	の・ 連 N	際	査	
I		村			主儿	勤		報啓発	庄	相談事業	·提供集	苦情処理	交流促進	携 P	国際交流	調査研究	
ド	ド	名															
\overline{Z}			2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	1997年8月1日	5	3	4,704	0	0	0	0		0			0	
30	202	海南市			0	0	0										
30	203	橋本市 有田市			0	0	0										
30	204	有田市			0	0	0										
		御坊市			0	0	0										
			田辺市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	6	3,371	0	0	0	0						
		新宮市			0	0	0										
		紀の川市			0	0	0										
		岩出市			0	0	0										
		紀美野町			0	0	0										
		かつらぎ町			0	0	0										
30	343	九度山町			0	0	0										
30	344	高野町			0	0	0										
		湯浅町			0	0	0										
		広川町			0	0	0										
		有田川町			0	0	0										
		美浜町			0	0	0										
		日高町			0	0	0										
		由良町			0	0	0										
		印南町		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	0										
30	391	みなべ町			0	0	0										
		日高川町			0	0	0										
		白浜町			0	0	0										
		上富田町			0	0	0										
		すさみ町			0	0	0										
		那智勝浦町			0	0	0										
		太地町			0	0	0										
		古座川町			0	0	0										
		北山村			0	0	0										
		串本町			0	0	0										
00	720	T-T-1			Ü	U	·								L		

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	1 治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	=		-		_	女	_	女	女		_	女	m-	女	女	:/>	女	女
	_	_	言		言	区	女 性	性	市	性	女 性	村	女 性	性	町	性	女 性	治	性	女 性 比
県	村	町	年	宣 言 名 称	စ		市	比率	区	副	比 率		町	比率	村	副	比率	会	女性自治会長	比率
⊐	⊐	++				長	区	4		市区	4	長	村	4		財	4		冶	*
1	1	村	月		形		長	(%)	長	長	(%)		長	(%)	長	村 長	(%)	長	長	(%)
ド	ド	名	目		態	数	数		数	数		数	数		数	数		数	数	
⊨	Ė				165	<i>x</i> x			90			90			<i>3</i> X			90		\vdash
\angle				1		9	0	0.0	10	0	0.0	21	1	4.8	18	0	0.0	3,606	308	8.5
		和歌山市				1	0		2		0.0							1145	136	
30	202	海南市				1	0		1	0	0.0							245	15	
		橋本市				1	0		1	0	0.0							109	11	
		有田市				1	0		1	0	0.0							71	0	0.0
		御坊市				1	0		0									120	9	7.5
		田辺市				1	0		2		0.0							211	9	1.0
		新宮市				1	0		1	0	0.0							159	15	
		紀の川市				1	0		1	0	0.0							199	4	2.0
		岩出市				1	0	0.0	1	0	0.0							392	66	
30	304	紀美野町										1	0	0.0	1	_	0.0	65	6	0.2
		かつらぎ町										1	0		0			25	0	0.0
30	343	九度山町										1	0	0.0	0			12	0	0.0
		高野町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
		湯浅町										1	0	0.0	1	0		47	2	
		広川町										1	0		1	0	0.0	39	2	
		有田川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	0	0.0
		美浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	12	1	8.3
		日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
		由良町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
		印南町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
		みなべ町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
		日高川町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	7	8.9
		白浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
			2013年10月5日	上富田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	99	7	7.1
		すさみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
30	421	那智勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	1	1.8
30	422	太地町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	5	23.8
		古座川町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	5	11.4
30	427	北山村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
30	428	串本町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	2	2.8

<**選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態**1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

日曜設定の対象である審議会等の目標及び現状値 日曜設定の対象である審議会等の範囲 「持ち自治法(第202条の3)に基づく 地方自治法(第150条の5)に基づく (素長を含く) (素素を含く) (素素を含く) (素長を含く) (素素を含く) (素素	地方自治 法(第1800 条の5)に 基づ(委員 会等にお ける登用 状況
日 日 日 根 連 技 大ち 大ち 大ち 大ち 大ち 大ち 大ち	法第180 条の5)に 基づ(委員 会等にお ける登用 状況
小計 40.0 2027年3月 73 67 1.330 415 31.2 地方自治法第202条の3に該当する審議会等、第180条の5に該当す 67 62 1.287 408 31.8 6 5 44 6 13.8 40 6 15.0 41 6 14.6 2 2022年5月1日 2 2022年5月1日 30 202 海南市 40.0 2027年3月 36 32 776 243 31.3 い方自治法第202条の3に基づく審議会等と要綱等により設置されている審議会等で、	1 1
30 201 和歌山市 40.0 2027年3月 73 67 1.330 415 31.2 2022年5月1日 2 2022年5月1日 30 202 海南市 40.0 2027年3月 36 32 776 243 31.3 12-2 31.2 21 31.0 6 3 34 5 14.7 25 3 12.0 26 3 11.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1
30 202 海南市 40.0 2027年3月 36 32 776 243 31.3 地方自治法第02条の3に基づ審議会等と要綱等により設置されて 31 28 713 221 31.0 6 3 3 4 5 14.7 25 3 12.0 26 3 11.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1
30 202 海南市 40.0 2027年3月 36 32 776 243 313 い方音合法策の20条の3に基づ審議会等と要標等により設置されている審議会等で、表情会等に表す。 40 35 750 216 288 6 2 29 4 138 46 4 8.7 47 4 8.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1
30 203 様本市 45.0 2032年3月 55 45 858 263 30 7 その担当する事項について調停、審査、審議、調査を行うもの。ま 40 35 750 216 28.8 6 2 29 4 13.8 46 4 8.7 47 4 8.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
30 204 有田市 45.0 2025年3月 60 50 893 322 361 地方自治法第202条の3、第180条の5及び規則、要綱等により設置 13 12 137 27 19.7 6 4 30 5 16.7 14 1 7.1 15 1 6.7 1 1 1 1 30 203 部分 1 203 平 3 1 2 1 3 1 3	
201 日本 10 10 10 10 10 10 10 1	1 1
30 2025年3月 64 52 1.094 348 318 長余・規則・整編等は上い設定会も等 21 16 294 75 25 1.094 348 318 長余・規則・整編等は上い設定会も等 21 16 294 75 25 25 25 25 25 25 25	<u>i</u>
30 208紀の川市 35.0 2023年3月 6 3 35 5 14.3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会 43 26 563 120 21.3 6 2 34 3 8.8 29 6 20.7 30 6 20.0 1 1 1 30 209 岩出市 35.0 2027年3月 28 25 394 130 33.0 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 28 25 394 130 33.0 6 3 35 5 14.3 27 2 7.4 28 2 7.1 1 1	
38 209 岩田市 35.0 2027年3月 28 25 394 130 33.0 地方自治法(第202条の3)に基づ(蓄議会等 28 25 394 130 33.0 6 3 35 5 14.3 27 2 7.4 28 2 7.1 1 1	
	1
2022年3月 日標値速成 19	1
30 341 かつらぎ町 38.0 2022年3月 30 23 379 87 23.0 接側、要解除により設置されている新議会棟、委員会等、条例、 25 21 355 85 23.9 6 3 44 3 68 19 1 5.3 20 1 5.0 1 1	1
30 343 九度山町 13 11 130 29 22 3 6 4 32 5 156 15 0 00 16 0 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
201 281 温冷町 40%以上 2026年2月 11 9 114 92 102 102 103 11 1 10 2 103 1 1	1
30 30	1
30 366 有田川町 30,0 2024年月 19 10 231 57 24.7 19 10 231 57 24.7 5 2 52 4 7.7 6 0 0.0 7 0 0.0 1 1 1	1
30 381姜浜町 11 8 116 20 17.2 5 2 25 3 12.0 20 0 0.0 21 1 4.8 1 1	1
30 382日高町 6 3 70 7 100 5 2 26 2 77 17 1 59 18 1 56 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
30] 300 印南町 9 7 88 20 22.7 5 4 36 5 13.9 23 3 13.0 24 3 12.5 1 1	1
30 331 井太二町 13 11 143 46 32.2 5 3 32 5 15.6 17 2 11.8 18 2 11.1 1 1	1
30 32 日本 13 13 13 13 13 13 13	1
30 404 上室田町 21 15 199 43 21.6 5 2 29 3 10.3 17 3 17.6 18 3 16.7 1 1	i
30 406 寸元六町	1
21 16 211 31 14 1 1 1 1 1 1 1 1	1
30 424 古産川町 10 10 110 34 30.9 5 2 22 5 22.7 21 4 19.0 22 4 18.2 1 1	i
30 427 北山村	1

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

±277	±	+																										1		
都	市	市																							(再掲)			(再掲)		
道	区		日本	票設定の対象・	である暑	家議会等	の日標	及7戊頭出	长値	目標設	定の対		る審議	会等の	地方	自治法(第202条	の3)に基	≛づく			第180条				T村防災	会議		村防災会	会議
	_	区		WHX VC + 7 / 1 / 1/4	(0) 0 6	1 112 22 17	** II IX	20 50 0	VIII			範囲			番	議会等	こおける	登用状況	서	委	員会等	における	登用状:	況		委員のみ		(会	長を含む	3)
府	町																													
県	村	町																												
	''	,	且	目	審	うち	総	うち	女							うち	総	うち	女	委員	うち	総	うち	女	絵	うち	女	総	うち	女
⊐	コ		標値	標	議	女を	総委員	女等	性						議会	女を	委	女等	性	貝	女を	委員	女等	性	総委員	女数	性	総委員	女数	性
H	l i	村	1世	年	会等	性含 委む	員	性数 委	比率		_				等	性含 委む	員	性数 委	性比率	会等	性含 委む		性数 委	性比率	員	性委	性比率	員	性系	性比率
Ι'	l '		(%)	度	数	員数	数	員	(%)						数	員数	数	黄	(%)	数	安 し 員数	数	女員	(%)	数	女員	(%)	数	性 委 員	(%)
ド	۴	名				7,7										,,,,,		^			,,,,,									
17	7										$\overline{}$				3	3	73	23	31.5	0	0	0	0						$\overline{}$	\neg
 		和歌山市													0	0	0			0	0	0	0							=
1		海南市		-						$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	
17		橋本市		$\overline{}$						$\overline{}$	$\overline{}$				2	2	63	16	25.4	0	0	0	0							$\overline{}$
7		有田市									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							
17		御坊市									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
17		田辺市									$\overline{}$				1	1	10	7	70.0	0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
		新宮市											\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
∇		紀の川市									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
\overline{Z}		岩出市			\setminus							\setminus	\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					$\overline{}$
	\angle	紀美野町											\setminus		0	0	0			0	0	0	0							
		かつらぎ町													0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle	/	九度山町	\angle		\angle					\angle	\angle	\angle	\angle		0	0	0			0	0	0	0				\angle			
	Z,	高野町			\angle					\angle	\angle	\angle	\angle		0	0	0			0	0	0	0		\leq					\sim
\angle	Ζ,	湯浅町	\angle		_				\angle	_	_	_	_	/	0	0	0			0	0	0	0		\leq		\angle			
\angle	Ζ,	広川町	\angle		/				\angle	_	_	\angle	\angle	/	0	0	0			0		0	0		\leq		\angle			\leq
\angle	Ζ,	有田川町	\angle		_				\angle	_	_	_	_	/	0	0	0	0		0	0	0	0		\leq		\angle		<u> </u>	\leq
\mathbf{Z}	Ζ,	美浜町	\angle		_		\leq		\leq	_	_	\leq	\leq	/	0	0	0			0		0	0		\leq		\leq		\sim	
K	/,	日高町	\sim		_					-	_	_	\leq	/	0	0	0			0	0	0	0		$ \sim$		\sim		\sim	
K	//	由良町								$\overline{}$	-				0	0	0			0	0	0	0		\vdash				$ \longrightarrow $	\prec
K	/	印南町 みなべ町		-						$\overline{}$	-				0	0	0			0	0	0	0						\longrightarrow	\prec
K	/		$\overline{}$							-	-				0	0	0			0	·	0	0				$\overline{}$		$ \longrightarrow $	
K	/	日高川町 白浜町								$\overline{}$	-				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	\leftarrow
K	$\overline{}$	上富田町	$\overline{}$		\sim					$\overline{}$	-	\sim			0	0	0			0	Ū	0	0				$\overline{}$		$\overline{}$	$ \leftarrow $
1	/	ナー・カー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー								$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0		\vdash				$\overline{}$	\hookrightarrow
1		那智勝浦町								$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	\hookrightarrow
1		太地町								$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	\hookrightarrow
1		古座川町								$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	\hookrightarrow
1		北山村		$\overline{}$						$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	\hookrightarrow
1		串本町		-						$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0		0	0						$\overline{}$	=

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用) ※2024年2月22日訂正(和歌山市の数値に誤りがあったため)

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

都市	ī	市											~	理職の	在職状況										Т				融教	上の地位別	川融昌左	時代记				調			★庁の	⊅ ₹₹{{\}.4	危機管理部局	ろっか 配品	医化泡	調	
道区	<u>ξ</u>												=	・生戦の	工戦がル														4以1力	工切地区	川城貝江	戦1人ル				查			本/] 0	77 JV JV - 71	心灰 6 生 叩 /	1). (0) EL	三1人ル	査	
府町	1	区		> +		うち	一般行政即	哉	部「	うち		うち・	一般行政	文職	. 3+			うち一般	行政職	╡_	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		うち	一般行政	職	課に		L		设行政職	╡		-	うちー	·般行政職	- 時			防災部	うち		ち管理職	数	時	
県村		町	理	うち 管	女性	管理		女 性	局長		女性:	部局	うち	女性	次長	1 2	カ長	, j5	女性	課 長	うち	女性	課長	つち	女性	補		女 性 :	展補が	女性	長	うち	女 性 :	係長	女 うち 性		ζ σ.	D 他	也・局危職	女	女性		女 性	点そ	その他
	1	村	総総	女理 性職	比率		女理 性職	比率	相当	女性	比 率 (%)	局長相火	女性	性 比 率	当 作	性 大 生 率 (%) 柏		性 比 率	相当	性	比 率 (%)	相	女性数	ᇴ	佐相		比 率 (%)	佐担性	比率	相当職	女性	比 率 (%)	相	女性	-			機員 管数	性数	比 率 (%)	女性	比率	7	
F F	:	名	数	数		数	管数(職	数	(%)	当職	数	(%)	職	g (%))	裁員数	(%)	職	数	(%)	当職	数 ((%)	当職	数	,	当職	(%)	100	数	(%)	当 職	数 (%) F			理		(%)	数	(%)	٠ ۲	
	7		1,402	307	21.9	969	156	16.1	134	14	10.4	86	5	5.8	93	12 12	.9	74	9 12.2	2 1,17	5 28	1 23.9	809	142	17.6	1,004	330	32.9	648 1	74 26.9	1,800	594	33.0	1,067	274 25	.7			177	7 10	5.6 3	9 1	2.6	Ŧ	
30 20)1 和	歌山市	175	15	8.6	133	12	9.0	13	0	0.0	11	0	0.0	43	5 11	.6	33	5 15.2	2 11	9 1	0 8.4	89	7	7.9	147	34	23.1	93	24 25.8	371	68	18.3	242	32 13	.2 1			31	1 3	9.7	5 0	0.0	1	
30 20			90		23.3	35		5.7	23	5	21.7	5	0	0.0	1		0.0	0	0	6		6 24.2	30		6.7	69	14	20.3	27	1 3.7	_			53	9 17				5	5 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 20			78	16	20.5	51	9	17.6	11	1	9.1	9	1	11.1	8	2 25	i.0	6	2 33.	3 5	9 1	3 22.0	36	6	16.7	42	8	19.0	33	7 21.2	67	11	16.4	46	10 21	.7 1			6	3 1	16.7	2 1	50.0	1	
30 20)4 有	田市	85	32	37.6	33	5	15.2	19	4	21.1	7	1	14.3	0	0		0	0	6	6 2	8 42.4	26	4	15.4	0	0		0	0	122	67	54.9	50	22 44	.0 1			4	4 1	25.0	0 0		1	
30 20			35		22.9	27	5	18.5	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0		0	0	2	9	8 27.6	22	5	22.7	49	9	18.4	23	3 13.0	113	42	37.2	56	12 21	.4 1			5	5 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 20			145		13.1	106	6	5.7	21	1	4.8	17	1	5.9	0	0		0	0	12	4 1	8 14.5	89	5	5.6	0	0		0	0	209		20.1	117	19 16	.2 1			8	3 1	12.5	2 0	0.0	1	
30 20)7 新	宮市	114	22	19.3	49	3	6.1	14	1	7.1	9	0	0.0	12	3 25	0.0	6	0.0	0 8	8 1	8 20.5	34	3	8.8	79	34	43.0	32	10 31.3	76	19	25.0	45	6 13	.3 1			5	5 1	20.0	1 0	0.0	1	
		の川市	184	54	29.3	184	54		13	1	7.7	13	1	7.7	23	2 8	3.7	23	2 8.	7 14	8 5	1 07.0	148	51	34.5	139	61	43.9	139	61 43.9	_	26		45	26 57				14	1 0	0.0	4 0	0.0	1	
30 20			58	21	36.2	41	11	26.8	8	1	12.5	6	1	16.7	3	0 (0.0	3	0.0	0 4	7 2	0 42.6	32	10	31.3	29	10	34.5	17	4 23.5	73	39		40	16 40				5	5 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 30			14		7.1			0.0	0	0		0	0		0	0		0	0	1	4	1 7.1	10	0	0.0	13	4	30.8	3	0.0			28.9	25	6 24				3	3 0	0.0	0 0		1	
		つらぎ町	26	3	11.5		2	9.1	0	0		0	0		0	0		0	0	2	6	3 11.5	22	2	9.1	23	7	30.4	19	6 31.6		22	33.3	53	17 32	.1 1			6	6 0	0.0	4 0	0.0	1	
		度山町	14		7.1			7.1	0	0		0	0		3	0 (0.0	3	0.0	0 1	1	1 9.1	11		9.1	11	6	54.5	11	6 54.5		6	46.2	13	6 46	_			3	3 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 34			18	4	22.2	12	3	25.0	0	0		0	0		0	0		0	0	1	8	4 22.2	12	3	25.0	19	11	57.9	14	8 57.1	24	7	29.2	19	7 36	.8 1			3	3 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 36			12		8.3	10	1	10.0	0	0		0	0		0	0		0	0	1	2	1 8.3	10	1	10.0	19	5	26.3	10	1 10.0	29	15	51.7	21	9 42	.9 1			11	1 0	0.0	3 0	0.0	1	
30 36			14		21.4			9.1	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0		0	0	1	1	3 27.3	8	1	12.5	29	12	41.4	15	2 13.3	3 46	22	47.8	31	11 35				1	1 0	0.0	0 0		1	
		田川町	42		31.0	27	6		0	0		0	0		0	0		0	0	4	2 1	3 31.0	27		22.2	55	25	45.5	35	8 22.9	42	14		29	8 27	.6 1			9	1	11.1	1 0	0.0	1	
30 38			18	6	33.3	15	4	26.7	0	0		0	0		0	0		0	0	1	8	6 33.3	15	4	26.7	20	12	60.0	12	4 33.3	3 20	5	25.0	16	3 18	.8 1			8	3 1	12.5	1 0	0.0	1	
30 38			11		18.2	9	1		0	0		0	0		0	0			0	1	1	2 18.2	9		11.1	23	9	39.1	21	8 38.1		7	38.9	12	2 16	.7 1			1	0	0.0	0 0	Т	1	
30 38			16	4	25.0	13	3		2	0	0.0	0	0		0	0		0	0	1	4	4 28.6	13		23.1	3	0	0.0	3	0.0		0		0	0	1			3	3 0	0.0	1 0	0.0	1	
	0 印		8	- 1	12.5	7		14.3	0	0		0	0		0	0		0	0		8	1 12.5	7	_	14.3	9	0	0.0	7	0.0		4	30.8	12	4 33	_			3	3 0	0.0	0 0		1	
30 39			50		28.0	35	6		1	0	0.0	1	0	0.0	0	0			0	4	9 1	4 28.6	34		17.6	11	2	18.2	8	1 12.5	_	_	58.6	14	7 50	_			8	3 1	12.5	2 0	0.0	1	
30 39			18		22.2	15	2		0	0		0	0		0	0		0	0	1	8	4 22.2	15		13.3	50	16	32.0	37	3 8.1	_	22		39	13 33				4	4 0	0.0	2 0	0.0	1	
30 40			14	_	0.0		0	0.0	0	0		0	0		0	0		0	0	1	4	0.0	13	0	0.0	36	8	22.2	25	6 24.0		16	32.0	31	14 45				9	0	0.0	1 0	0.0	1	
		富田町	25		36.0	19	6		0	0		0	0		0	0		0	0	2	5	9 36.0	19	6	31.6	18	7	38.9	13	3 23.1	26		34.6	14	4 28	_			2	2 0	0.0	0 0		1	
30 40			15	2	13.3	12	2	16.7	0	0		0	0		0	0		0	0	1	5	2 13.3	12	2	16.7	0	0		0	0	4		50.0	1	0 0	.0 1			2	2 0	0.0	1 0	0.0	1	
		智勝浦町	83	22	26.5	37	4	10.8	0	0		0	0		0	0		0	0	8	3 2	2 26.5	37	4	10.8	40	16	40.0	10	1 10.0	72	42	58.3	18	3 16	.7 1			5	5 0	0.0	2 0	0.0	1	
30 42			5	1	20.0	4	1		0	0		0	0		0	0		0	0		5	1 20.0	4	1	25.0	18	6	33.3	15	5 33.3	3	1	33.3	0	0	1			1	1 0	0.0	0 0		1	
30 42	24 古	座川町	11	2	18.2	9	2	22.2	0	0		0	0		0	0		0	0	1	1	2 18.2	9	2	22.2	12	3	25.0	10	1 10.0	18	10	55.6	12	5 41	.7 1			1	0	0.0	0 0	T	1	
	27 北		7	1	14.3	7	1	14.3	0	0		0	0		0	0		0	0		7	1 14.3	7	1	14.3	3	1	33.3	3	1 33.3	3	0	0.0	3	0 0	.0 1			5	5 0	0.0	1 0	0.0	1	
30 42	28 串	本町	17	5	29.4	9	2	22.2	0	0		0	0		0	0		0	0	1	7	5 29.4	9	2	22.2	38	10	26.3	13	0.0	37	12	32.4	10	3 30	.0 1			6	6 0	0.0	1 0	0.0	1	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市	市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の両	立支援体制に関する調査					
道府	区	職員の遷称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 : 問1で1. を選択した場 : 商、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	照4 開3で1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。		照6 記上は着合、体理期 間5で1 を運収した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~40	のいずれた 運用上認め 用上も認め	ていない
1 1	村	1. 明配した規定があり、 左配で、1. を選択した場合 窓かている。 2. 明配した規定はない が、運用上記がたいる。 3. 明配した規定がなく。 4. 明記した規定がなく。 4. 研記した規定がなく。 最五に使用した事例を判 断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、連用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。	間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病 その他
	1	10	1の合計	26	0	24		1		25	25	25	25	25 19
1//		5	2の合計	0	22	2		25		1	1	2	1	2 1
17/		2	3の合計	2	2			0		0	0	0	0	0 0
1/2		13	4の合計	2	2					4	4	3	4	3 9
30 20	1 和歌山市	和助山市職員担後用用股票網 第3条 次上掲げる要件を選んす文書等であって、別表上掲げるもの以外のものは、 旧姓を掲出することができる。ただし、職員証にあっては、戸屋上の氏を併配する場 のに限り、国を使用することができる。 (1) 法本・服務の投資によっています。 (2) 職務を行政により、 (3) 職務を行政により、 (3) 職務を行政により、 (4) 職務を行立により、 (5) 職務を行立により、 (5) 職務を行立により、 (6) 職務を行立により、 (7) 職務を行立とは事務処理主义権があると市美が認めるものでないこと。	和歌山市議会	1	2	1	和欧山市議会会議規則変多展定項 議員は、出産のため出版できないときは、出産予定日の5週間(多掛社級の場合に あっては、14週間)前の日から協議出産の日候や週間を経過すら日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかしか議長に駆け出て、欠集することができ 6。	2		1	1	1	1	1 1
30 20	2 海南市	4	海南市議会	1	2	1	場市市議会 会議 規制 第2条 2項 通貨は出席のため出席できないときは、出来予定日の6週間(多胎技編の場合に あっては、14週間)前の日から当出出産の日後の週間を経過する日までの範囲にお いて、その期間を明らかにして、あらかじか議長した業間を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 20	3 橋本市	4	橋本市議会	1	2	1	機本市議会議議規制 市る高深準 議員と、総長のから出資でないときは、出資予算日の公園所を除任 第の場合にあっては、14週間前の日本の電影地震の日本の間形を被害する日本での 期間において、20期間間等的たじ、あから心を構造人で展産を提出すると、 ができる、第51条第2項、委員は、出資のため出席でないときは、出音デ発日の6 週間を設計を回答にあっては、14週間の日から出版性の日後の間を発達 する日本での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかにの委員長に文庫届 を提出することがでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかにの委員長に文庫届 を提出することがでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかにの委員長に文庫届	2		1	1	1	1	1 1
30 20	4 有田市	2	有田市議会	1	2		毎日附議会会展規制第2条配項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経営する日本での範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかしの議長に欠業態を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 20	5 御坊市	3	御坊市議会	1	2	2		1	脚坊市販売会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多物好類 の場合にあっては、14週間の前の日から当該出産の日を8週間を発達する日本での 期間によいて、その期間を明らかにして、あらかしか議員に欠業層を提出すること かできる。	1	1	1	1	1 1
30 20	6 田辺市	2	田辺市議会	1	2	1	田辺市議会会議規制 の他のやた様ない事のかため出席できないと性、その指面を付け、自己の開始 の他のやた様ない事のかため出席できないと性、その指面を付け、自己の開始 特別までは最大に同様が出せればならない。2 議員は、出版でから出席できないとは は、出席子足りの名間が参加性線の場合におっては、14週間前の日から無比定 の日はる間をを指する日本での間側であります。 したが最大い大震器を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 20	7 新宮市	新宮市職員日投使用取扱受職 第5条第1項 市系は、前条の申請書の提出があった場合において、職務運行上又 は事務処理上支険がないと認めるときは、日並の使用を承認するものとする。	新宮市議会	1	2	1	客宮市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の心週間(多齢妊娠 の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後を週間を経過する日までの 影面別によいて、その期間を明らかにして、あらかじか議長に久県温を提出すること ができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 20	8 紀の川市	どの川市職員日姓使用取扱要綱 (建日) 第1条 この訓令は、職員が帰郷、妻子経総その他の事由(以下「帰郷等」という。)により戸 帰上の氏を改かた後も引き使き解源の前の戸町上の氏(以下「日姓」という。)を文 書等に使用することに刺し必要な事項を定めらものとする。	紀の川市議会	1	2		記の川市議会会議規制 窓企業が環 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の追問(多胎技績の場合に あっては、14回的前の日から自然出産の日後を開発を過ぎる日本での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかしの議義し、欠業部を提出することができる。	5 2		1	1	1	1	1 4
30 20	9 岩出市	岩出市職員の旧姓使用に関する訓令 第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、旧姓が電ら組織内部で使用さ れ、職務を行立支達がないと認めるときは、旧姓使用について承載するものとする。	岩出市議会	1	2	1	岩山市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎技場の場合に あっては、14週間)前の日から協設出産の日後を選問を起着すら日までの範囲内に おいて、その期間を明らかしして、あらかしか議長に駆け出て、久集することができ る。	2		1	1	1	1	1 1
30 30	4 紀美野町	2	紀美野町議会	1	2	1	記美野年議会会議規制 第4 (最高)、公路、保病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事命のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議等美ま でに議長に関け出ばければなっない。2 前項の課定にかかわらず、議員が出産のた の出版でなないとは、出学を受める場合が最近の場合であっては、14回動の日 日から当該出産の日後の温能を経過する日までの範囲内において、その時間を明ら かにして、あらかじが議長して来源を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1

都で	市		/				市 区 町 村 議 会 の 議 員	の両立	立支援体制に関する調査					
磨麻麻木	区	職員の連称又は旧姓の使用を認めていますか。			つちとれか。 期間の明るか。	明記はあ	該当部分の条文(本文)を記入してください。	間の報酬についるか。	照6 した場合、株理期 間です。を選択した場合 で減極の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下 てくださ 1. 明 2. 明 3. 明	士事と生活(の事由につい。)記した規定記した規定記した規定記した規定記した規定	Oいて1~4 Eがある Eはないが、 Eがなく、運	のいずれが 運用上認 用上も認め	わていない
1 1	村	1. 卵配し土規定があり、 注めている。 2. 明配し土規定はない、 が、選用上級型かないる。 3. 明配し土規定がなく、 選用上も配かていない。 4. 朝配に利用之をがなく、 場配に用した規定がなく、 場配に用した場でがない。 4. 朝配を開した場でがない。 ため、これを関した場ではない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上記めている。 3. 明記した規定がなく、 適用上記めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 庭前産後期間よりも短 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 定はない 産前産後期間よりも長 い。4. 期間の定めはない。	記した規 る。 前産後期 記した規		1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病 その他
30 34	1 かつらぎり	かつらぎ町職員の旧姓使用に関する規則 (機関) (機関) (機関) (機関) (機関) (機関) (機関) (機関)	かつらぎ町議会	1	2	1 1	からら受到議会会議規制 出選予院と移動で、 出選予院と移動で、 は選手院と移動で、 は	2		1	1	1	1	1 1
30 34	3 九度山町	4	九度山町議会	4		ř	高野町議会会議規則			4	4	2	4	2 4
30 34	4 高野町	4	高野町議会	1	3	1 2 6 1 2 8	第2条 議社に、2条 傷病、出生、界別、根理、分別、お展布の出生活動されため、 のたち得ない事めたの出策でされいとは、その理由を付け、当日の開闢等算ま でに議長に届け出けれればならない。 財演の数別にかからず、議員が出産のため出策でさないとせた、出産予至日の 透明が動影は毎の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日報も開館を終 等する日本での副語が、というの関係を明らかにして、あらか心が議長に次素偏 定接出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 36	1 湯浅町	2	湯浅町議会	1	2	1 3	基本育議会会議規則 財本の記念にかからず、監督が出金のため出席できないたさは、出金 等される必需例(多数と編の金のにあっては、14週間1間の日から、血鉄旺色の日報 組配を経営する日本での無限内において、その規則を明らかにして、あらかじめ議長 二久保閣を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 2
30 36	2 広川町	2	広川町議会	1	2	1 2 6	区川南議会会議規則 大東の周辺) 延定・議員は、公界、傷病、出産、南京、海護、介護、配偶者の出産補助その他の せた。皆成は、公路、 はなど、議員は、公路、 のは、海田のためには、での理由を付け、毎日の開議を終ま の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	2		1	1	1	1	1 1
30 36	6 有田川町	者田川町職員旧接使用及政要網 (承認) 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務逐行 1 上文は事務処理上 支援かない文書等において、旧姓を使用することができる。	有田川町議会	1	2	1 8	村田川町議会会議規制 第2条第2号 前項の規型にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出 後予定日のの講師多数大議の場合にあっては、14週間前の日から結禁出産の日後 対議の場合にあっては、14週間間の日から結禁出産の日後 成した集集を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
30 38	1 美浜町	4	美浜町議会	1	2	(c) 第十元 2 6 対 2	美高町議会会議規則 欠席の届出) 定念、福典は、公界、傷病、出意、肖児、者護、介護、配偶者の出意補助その他の でたて終れい場面のため出版できないときは、その理面を付け、当日の開闢時刻す でに議念に割出せばければならない。 「おりました」が、一般である。 「おりました」が、一般では、一般できないとされ、地方子包の のまからないまからが、「海峡の地域」の「かい地域できないとされ、地方子包の のまからないまからが、「海峡の地域」の「かい地域」をおいます。 はまりまする日本での範囲内において、その規則を明らかした。 もからしたができる。 では、日本の地域には、これが、日本の規範を明らかした。 では、日本の地域には、日本の規範を明らかした。 「おります」となって、これが、日本の規範を明らかした。 「おります」となって、これが、日本の規範を明らかした。 「おります」となって、これが、日本の規範を明らかした。 「おります」となって、これが、日本の地域には、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	2		1	1	1	1	1 1
30 38	2 日高町	4	日高町議会	1	2	9	日高町長柄欠席議員の議員報酬等の特例に関する規則 第2条 第2集 前項の規定にかかららず、議権が出意のため出席できないときは、 地域を学程のの認識を終終を編金場合とっては、は認識がの日から、機能出意の 日後を懇談を秘書するむまでの距断内において、その期間を明らかにして、あらかじ が議長に欠席価を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 4
30 38 30 39	3 由良町	4 4	由良町議会 印南町議会	3 3						4 4	4	4 4	4	4 4

都	n d	Ti Ti					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 南	立 支 援	体制に関する調査					
道 府 県 :	z H	取員の連絡又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	間2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	1.た場合、出産	照4 開3で1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 で減額の規定はあ	類6 開防で1・を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	り事由につい 。 記した規定が 記した規定は 記した規定が	写立の観点が で1~4のい ある ないが、運用 なく、運用上 なく、過去に	ずれか一つ 上認めてい も認めていた	にOをつけ る
н П	- + 	・ 3. 明記にに残走からへ、 運用土は残かていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 家族 看護 介	€の 疾療	その他
Ħ		みなべ町職員旧姓使用取扱要綱					みなべ町議会会議規則								+
30 3	91 みなべ	第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令、条何等の規定に反せず、職務途行上又は本務処理上支援がない文書等において、旧姓を使用することができる。	みなべ町議会	1	4		第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出 差予度1のご間に多数技術の場合におっては、14回間前の日から輸出出産の日 後の間を使用されるでの間間において、その期間を勢らかにして、あらかしめ 議式に久落幅を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
30 3	92 日高川	IIRT 4	日高川町議会	1	4	2	白浜町議会会議規則	2			2	2	2 2	2	4
30 4	01 白浜町	T 4	白浜町議会	1	2	1	日本で、国本工業の協力 家企業工業、第2を製工業、第2を設立した。 予定日の金間の多齢妊娠の単常にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 通問を経過する日本での範囲内において、その期間を明らかにして、あらか止め継長 に欠業額を提出することができる。	2			1	1	1 1	1	1
+	+	上富田町職員旧姓使用取扱要綱		<u> </u>	 		上富田町議会会議規則		+		1				+
30 4	04 上富田	第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を 使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。 1	上富田町議会	1	2	1	第2条第3項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定10の週間・多数状態の場合にあっては、3週間の前の日から当該出産の日 後を週間を指導さられての範囲内において、その期間を等らかにして、あらかしめ 議長に文潔価を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
30 4	06 すさみ	187 4	すさみ町議会	1	3	1	する小町議会会議規則 (火東の周出) 死来を、名前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 予定日のご園所(多数計画の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 急型酸性を指する日本での範囲内において、その期間を明らかして、あらかしか議 長二次集価を提出することができる。	2			1	1	1	1	4
30 4	21 那智朋	3	那智勝浦町議会	1	2	1	新智勝浦町議会会議規制 第名祭記庫 前項内接定にかかららず、護春が出意のため出着できないときは、出 第名祭記庫 前項内接定にかかららず、護春が出意のため出着できないときは、出 素子目の名間が 診断は節の場合にあっては、4名間が前のむから 国際担任の 後名間間を経過する日本での意識内において、その期間を明らかにして、あらかじめ 議長し大常園を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
30 4	22 太地町	7 4	太地町議会	1	2	1	大地町議会会議規則 (火席の間は 完全・議員は、公居、傷痕、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の や化を構化い等品のため出策でないときは、その理由を付け、当日の開議制算 と、事務のが展出したからす。最新が知るため出版でをないよせは、出名予を目の ら書間の参加がありまう。これでありため出版でをないませば、出名予を目の ら書間の参加がありまう。これで、14週間)前の日から出版では、出名予を目の 経過ぎる日本での関ルにおいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に文席 届を提出することができる。	2			1	1	1 1	1	
30 4	24 古座川	古座川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行 上または本等階級単土論解や職乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用する ことができる。	古座川町議会	1	2		古憲川司議会会議規則 第2条を 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予 第2日の2間の 多数法職の第合にあっては、14週間 前の日から当該出席の日後の選 間を発達する日本での影画内において、その期間を明らかにして、あらかじの議長に 欠組器を提出することができる。	2			1	1	1	1	4
30 4	27 北山村		北山村議会	4							4	4	4 4	4	4
30 4	28 串本町	事本即職員は技術財政規模 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務 遂行上又は事務処理上支援がない、文書等において、旧姓を使用することができる。 1	串本町議会	1	2	1	単本町議会会議規則 (東京の出) (東京の出) (東京・福祉、株化公路、海底、出意、東京、看護、介護、記憶者の出名補助その (東京・福祉は、毎日のがより選択できないときは、その適由を付け、当日の削減額 利率では最終に届け出びければならない。 2 前のが規定とかからす。(議会が出途のため出席できないときは、出産予定日の (場間の参加が高の場合にあっては、14週間前の日から製造出産の日報を創削を経 活きら日本での認用というで、その間間を等らかにして、あらかしか議会に欠業届 を被則することができる。	2			1	1	1 1	1	1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
道断		問9 問9 問9 問9 問10 問10 問10 問10 問10 問11					##13 ##14 ##14 ##14 ##14 ##14 ##14 ##14			姓の使用を認めています 該当部分の条文(本文)を記入してくださ :		問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当衛局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
果 コ ー ド	村名	る。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(職時のものも会す。) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	規関ハ	し向メ てけン	研修を行っている 3・ハラスメント防	4 ・ そ の 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定はない。 3. 明記した規定がなく、連 用上も認めていない。 4. 日本記述のは、 3. 明記した規定がなく、連 方に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1 を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
ZZ_{-}	=	0	0	5	2	0	0	0			0	1	2			4	
$\mathcal{U}_{\mathcal{U}}$	=	1	2	8	0	0	0	0			0	6	3			24	
<i>W</i>	=	0 29	0 28	17	0	0	2	0 2			2	23	0 25			2	
		29	20		U	0	0						25				地域防災計画(総則・予防計画)
30 201 和	和歌山市	4	4	2								3	4			1	第1編 第1章 第3節 第4項 男女共同参画の視 点からの防災・復興の取組 海南市地域防災計画
30 202 海	梅南市	4	2	3								3	4			1	(生物・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール
30 203 橋	喬本市	4	4	3								3	4		女性議員として、トークイベント 等があれば参加	2	
										有田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第	2				47.5 971.019.20.70		
30 204 有	有田市	4	4	1	1					その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又に 圧力をかける行為をしてはならないこと。	*	3	4			2	
30 205 街	卸坊市	4	4	3								3	2	田辺市議会議員の通称名等の使用に関する規		2	
30 206 Ш		4	4	3								3	1	語の「新生」との歴史は、田田市場を指揮していません。 (1871年度、という、が加重において使用する。 (2871年度、という、が加重において使用する。 (2871年度、人は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		2	
30 207 新	新宮市	4	4	2					内閣府男女共同参画局作成の	「政	+	3	4		-	2	
30 208 新	その川市	4	4	1				4	治分野におけるハラスメント防』 修教材」について周知した」。」	上研		3	2			3	
30 209 岩		4	4	1				4	ハラスメント防止に関する書籍 入し、議会図書室に設置。全議 に周知した。	上銷		1	4			1	岩出市地域防災計画 2 事務分掌 部:広報部 班:広報班 担当(平 時の課等):市長公室 事務分掌:避難所等にお ける男女共同参画に関すること。
30 304 紀 30 341 か 30 343 九	記美野町	4	4	2 2								2	4 2			2	
20 0 11 1/1	h RELIER	4	4	2	1							3	4			2	

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
38	Z											T		
1		_	問8 問9 議員の利用することので 議員の利用することのできる授乳室等が議		問11	+-担本 仁-	プロス 取組 たけ カカスナ じゃか	間12 問11で、1. を選択した場合				問16 問15で、1. を選択した場合	問17 地域防災計画や避難	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを
府	BŢ	区	きる保育施設等が議会に 会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	間10で1.を延択し	に場合、行う	こいの以他がは、次のフゥこれか。	同11で、1. を述がした場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	画「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」の	修(ハラスメント防止に関す	姓の使用を認めています	同15 C、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 体的な役割が明確に	画担当部局又は男女共同参画センターの具位置づけられているか。
県	村	町	■ 1 展 Turville Turville Turville	4 65 - 251.7					a Elminguy	4.6"	4 100001 ± +0;**±11 *2		a (4.80.2/17.17.1	+90c + +WO + MA
- I	1	村名	または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	理規定等)がある 上に関する規定(倫 関する議員向け相談 の上で表示と、 に関する議員のは でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	研修を行ってい 関する議員向	4 ・ そ の そ の 他		後利用予定である。 3. 利用していない。	 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 	2. 明記した規定はない		1. 位置ごけられた場 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1、を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
15	-	13			1冊以7 も数1~	. 17107								避難所運営マニュアル
30 3	61 湯浅	曳町	4 4	3						3	4		1	■ 監報所選生本部を中心とした超額所選者 ・ 記載所選業本部の構成 ・ () 起観所選集本部の構成 ・ () 記載所選集本部の構成 ・ () 記載所選集本部の構成 ・ () 記載所選素を表示してリーダー また、女性の制容制以上を自転するととし に、本部長、副本部長のうち、少なくとも1人を女 に、型がした。 ・ () では、一 () では、 ・ () では、
														一部のが何ない人に重い項性ががかったよう。 うたか、各方線形を設置し、他力に定難解所 運営を行います。 ただし、延騰所の規模や作業量によっては活動 研を統合するなど、延騰所に最適な状態を作り ます。 ます。 女性の意見が反映されるよう、各活動班 の構成メンバーには可能な限り女性も選出しま
														F .
30 3	62 広川	川町 日川町	4 4	3						3	4		2	
30 3	81 美浜	勇	4 4	3						3	4		2	
30 3	82 日高	調	4 4	3						3	4		2	
30 3	83 由良 90 印南	型 脚下 脚下	4 4	3		_				3	4		2	
30 3	91 みな	国と	4 4	3						3	4		2	
30 3	92 日高	耳	4 4	3						3	4		2	
30.4	01 白浜	TR PI	4 4	3	 	+	- 	+	 	3	4	上富田町議会議員旧姓使用取扱要綱	2	1
	04 上富		4	3						3	1	上曲山中級末級政治文化内が収支側 第1条 この要組成、上窓田町開産組織(以下 「議員」という。)が増加・豊子線組その他の事由 (以下1増加等)という。)によって戸籍上の氏を 変かた後も、引き使き増加等の前の戸籍上の氏 (以下1日姓」という。)を議員活動に使用するこ とに関して必要な事項を定めるものとする。	2	
30 4	06 すさ	み町	4 4	2		+	- 	那智勝浦町議会議員倫理条例	l	2	4		2	1
30 4	21 那智	智勝浦町	4 4	1	1	3		か自由の「根本の個別様本次的 第名条第1第至号 前が行う時間、認可又は 請責任の他の契約に関し、特定の企業、固体等 を創業、総介するその他位を利用して不正に その影響力を行使しないと、第4号 前職機等 の公立な関係者だを制了、以上での観測者しく は他性による影響力を不正に行便するよう物を は性性による影響力を不正に行便するよう物を 格、異動に関して、公正な人事業等するため、地 位を利用して不正に影響力を行使しないこと。	3	3	4		2	
20.4	22 太地	di m-	, , ,			-								
30 4	22 太地	で	4 4	3		3			3	3	4		2 2	
30 4	27 北山	LĦ	4 4	3						3	4		2	
30 4	28 串本	K BJ	2 2	3						3	4	1	2	1